

# 東山区 西之町まちづくり協議会

## ～意見交換の概要～

### (1) 意見交換の対象となる範囲（地図は裏面）

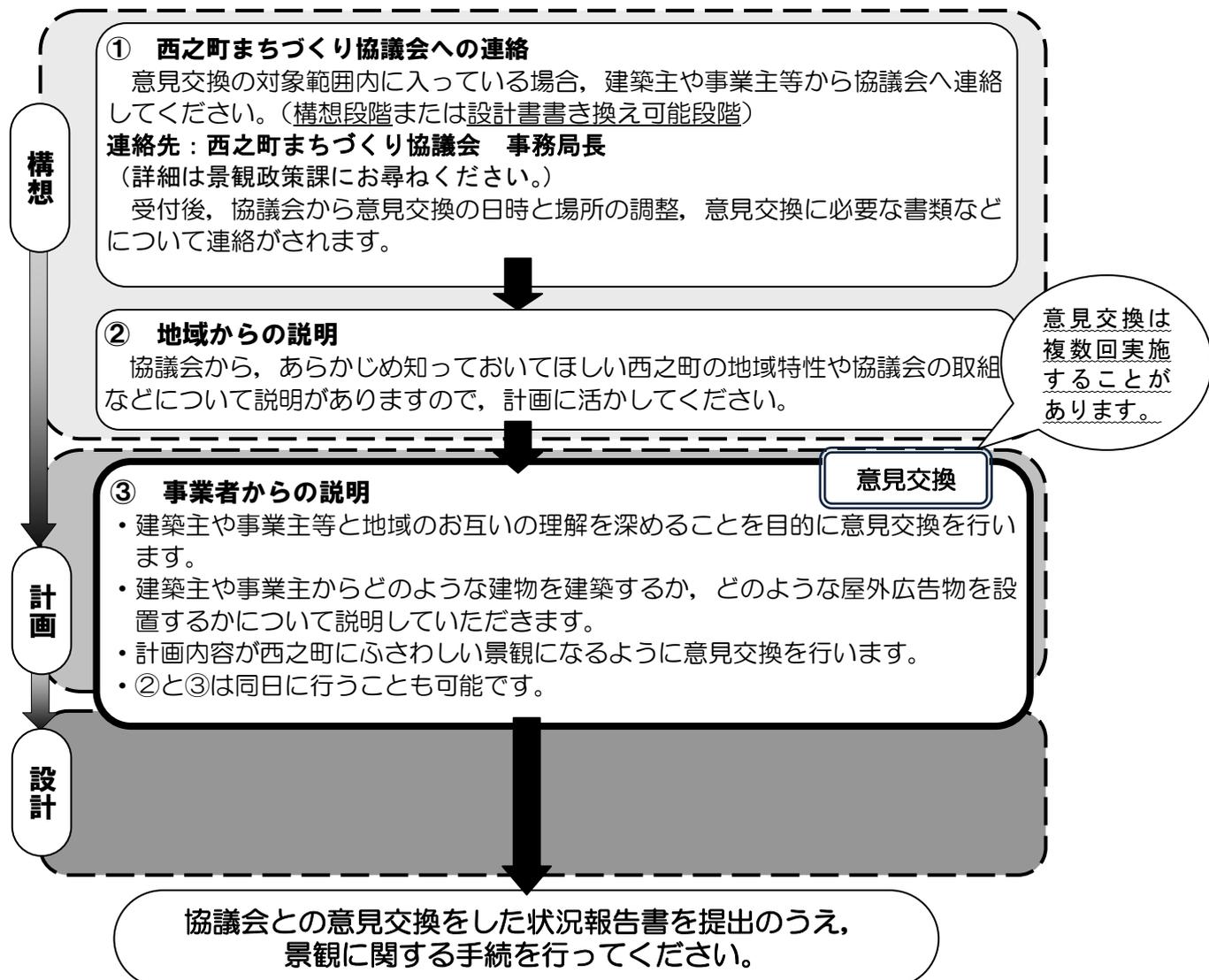
京都市東山区新門前通西之町の一部

（平成16年11月に決定された「新門前通西之町地区地区計画」並びに平成27年8月に決定された拡大区域を含む範囲）

### (2) 意見交換の対象となる行為

- ① 新たに建築物や工作物の新築、増築、外観を変更されることとなる修繕及び模様替え、色彩の変更等をされる場合
- ② 新たに屋外広告物を表示される場合
- ③ 新たに事業を行う場合

### (3) 意見交換の方法



#### (4) 協議会の概要

新門前通西之町は、京風の木造建築が軒を連ね、地域個性豊かな町並み景観が存在する地域であり、平成11年に「歴史的景観保全修景地区」に指定されています。また、文化・芸能を支える家々の存在や、「古美術の町」、「骨董の町」としても広く世界に知られています。

平成16年には、風情ある町並み景観と調和し、京文化・芸能を大切にされた商業・サービス等の活気を増進するとともに、各世代が定住することのできる良質な住環境の形成を目指して、「新門前通西之町地区地区計画」が策定されており、地域の主体的な取組によって住環境を保全する取組が進められてきました。

現在、「西之町まちづくり協議会」では、地域にふさわしい景観づくりに向けた景観デザイン基準の策定や、地域の景観や住環境を守るためのルールとなる「町式目」の策定を目指した活動をされています。

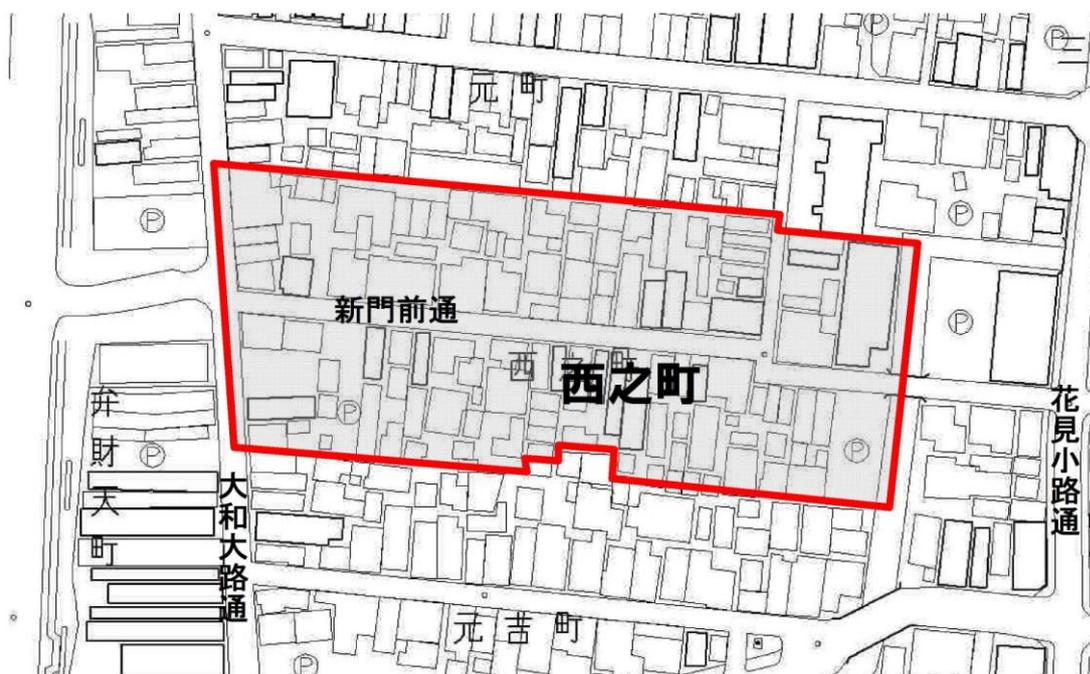
#### (5) 計画書の概要

「住民が築く町・西之町のまちづくり 景観づくり計画書」には、長い歴史の中で培われ、洗練され、優れた意匠・形態を有する京町家や、整然とした建物の並ぶまちとしての将来像や、将来子孫たちが町のルールを守って安心して住めるようにするための協議会の取組について書かれています。

ぜひ、計画書をお読みいただき、地域の景観に対する想いを感じてください。

計画書は、景観政策課の窓口で縦覧し、ホームページでも公開しています。

(<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/soshiki/9-2-1-0-0.html>)。



問合せ先 : 都市計画局 都市景観部 景観政策課 Tel 075 - 222 - 3397